



あなたの職場は大丈夫!?

いつもの作業の「化学製品」 適切に管理していますか？



労働災害防止のため新たな化学物質管理規制が始まっています！



労働安全衛生関係法令の改正により令和6年度から業種・事業規模を問わず、化学物質管理者の選任やリスクアセスメント等に基づく適切な管理等が義務付けられました。



まずはホームページで必要な対応をチェック！

ケミガイド

検索

<https://chemiguide.mhlw.go.jp/>

記載の製品において、規制対象となるのはリスクアセスメント対象物の場合です。

こんな災害がおこっています



普段意識せずに職場で使っている商品や製品に含まれる化学物質によって、さまざまな労働災害が報告されています。

使用済みガスボンベの廃棄作業中に火災が発生



カセットコンロ用の使用済みガスボンベ（ボタンガス使用）を廃棄するために穴を開ける作業中に発生その火により火傷を負った。



医療用器具等の滅菌処理中のガス中毒

滅菌器から滅菌ガスが漏れ、クリニック準備室内で診察開始前の準備をしていた作業者が目の痛み等を訴え、3名が嘔吐し、ガス中毒となった。

ドライクリーニングの洗浄用溶剤に静電気による火花が引火し火傷

クリーニング工場でドライクリーニング洗濯機を稼働中に石油系溶剤に洗濯機で発生した静電気による火花が引火し、火災が発生、労働者3名が火傷を負った



レジカウンター上の粘着テープの跡を拭きとる際、有機溶剤を用い中毒

レジカウンター上の粘着テープの跡を洗浄液で拭き落とす作業中、洗浄液の瓶を転倒させ床にこぼしたが、雑巾で拭きとり、レジカウンターの下のゴミ箱に捨てたまま作業を続けた所、頭痛、吐き気の症状を訴え、病院で有機溶剤中毒と診断された。



学校の厨房の清掃中に塩素ガス中毒

厨房床面を洗浄するため、漂白剤と水酸化ナトリウムを主成分とする厨房機器・設備用洗剤を混入させ、厨房に撒き洗浄したところ、ふらつきがひどく、病院に診察を受けたところ塩素ガス中毒と診断。



小売店で食肉を焼いていたところ、プロパンガスが爆発し火傷を負う

ガスレンジ上方の換気扇を稼働し、ガスの元栓を開け、ガスレンジのバルブも開けて携帯用点火器により点火したところ、爆発が起こり、作業者は1か月の入院を要した。



お問い合わせは労働局・最寄りの労働基準監督署へ